

《家族・家計同一チェックシート兼証明書》

今年度後期分授業料免除申請の「家計に関する調書」において、「①□ 前期申請時より家族・家計に変更なし」を選択された方は、以下の事項に変更がないか再度確認の上、署名し、申請書と併せて提出してください。

以下の事項にチェックがある場合、またはその他の変更がある場合は提出を省略することができません。前期と同様にすべての書類をそろえて提出してください。

- ※ 提出後、変更が生じた場合は、速やかに学生支援課へ報告してください。
- ※ 提出後に家計確認のため、個別に連絡、書類の提出を求められることがあります。
- ※ 提出後、事実と異なることが判明した場合、授業料免除を取り消すことがありますので十分注意してください。
- ※ 授業料免除は、学期ごとに免除実施可能額の範囲で審査を実施するため、前期・後期で家族・家計状況に変更がない場合でも、選考結果が同じになるとは限りません。

□欄にチェックしてください。（前期分申請以降（2021年4月1日～2021年9月30日の間））

●家族状況の変更

- 同一生計者の人数に増減があった。（就職、結婚、離婚、死亡等）
- 同一生計者で障がい者認定を受けた者がいる。
- 同一生計者に単身赴任を始めた者がいる、または単身赴任が解除された者がいる。
- 火災、風水害等の災害にあった。

●同一生計者の収入状況の変更

- 就職、退職、転職、復職した者がいる。
- 自営業を始めた者または、廃業した者がいる。
- 年金（遺族年金・障害年金含む）の受給が始まった者または、終了した者がいる。
- 雇用保険、傷病手当金等の受給が始まった者または、終了した者がいる。
- 生活保護の受給を開始したまたは、終了した。
- 児童手当、児童扶養手当（特別児童扶養手当）の受給を開始したまたは、終了した。
- 臨時所得（退職金、死亡保険金、資産譲渡所得等の一時所得）を受領した。

●家族の修学状況の変更

- 兄弟姉妹等が入学、退学、転校した、又は通学区分が変更となった。
（自宅通学→自宅外通学または、自宅外通学→自宅通学等）

●本人の状況の変更

- 通学区分が変更となった。（自宅通学→自宅外通学または、自宅外通学→自宅通学等）
- 給付型奨学金を受給することになった。
- <独立生計者のみ>収入額に変更があった。（本人および配偶者）

●上記の項目に該当しない

- 前期申請時より家族・家計に変更なし。

20 年 月 日

学生番号： _____

氏 名： _____